

図説 電子公告

制度調査部
横山 淳

【要約】

2005年2月1日施行の改正商法により、電子公告制度が導入された。

本稿は、講演会での資料に、若干の説明を加えて、電子公告について、その概要・移行手続・留意事項を簡単にまとめたものである。

【目次】

1. 概要
 - (1) 電子公告とは
 - (2) 電子公告の流れ
 - (3) 電子公告の掲載期間と中断
 - (4) 電子公告の調査機関と調査手続
2. 導入手続
3. 留意事項
 - (1) 「決算電子開示」と「電子公告」
 - (2) 予備的公告方法

1. 概要

(1) 電子公告とは

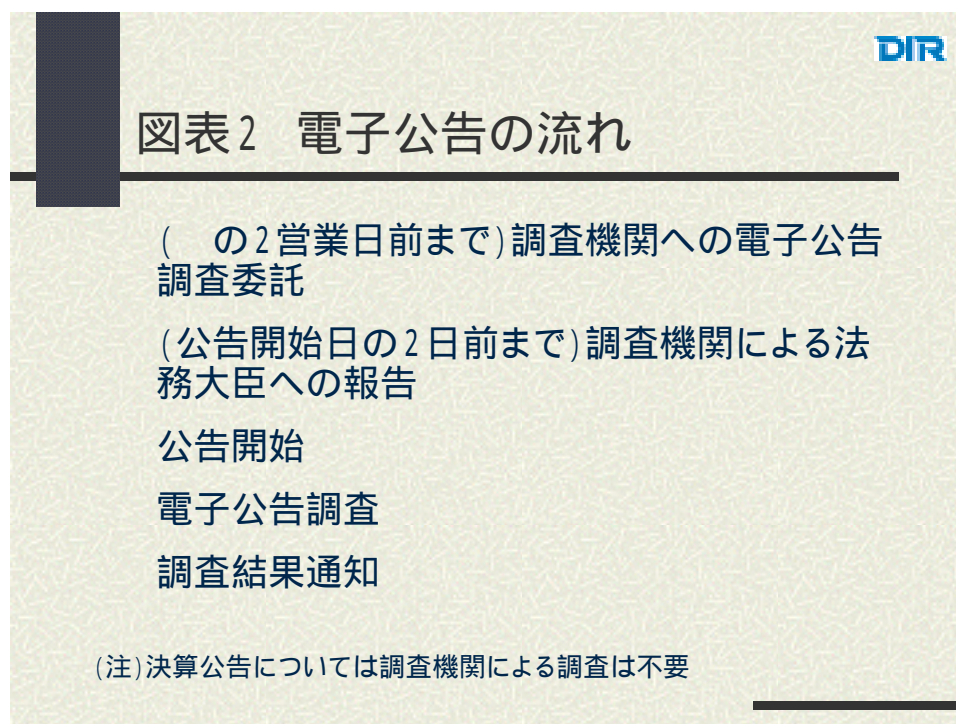
導入された「電子公告」とは、次のようなものである。

電子公告(商166):

- 電磁的方法で法務省令に定めるものにより、不特定多数の者が公告内容についての情報提供を受けることができる状態に置く措置を執ること
- 「電磁的方法で法務省令(商規10)が定めるもの」= インターネットに接続されたサーバを利用して、ウェブサイトからのダウンロード等により、公告すべき情報を閲覧させる方法
- 言い換えれば、「公告」を不特定多数がアクセス可能なインターネットのホームページ(ウェブサイト)で行うもの

(2) 電子公告の流れ

電子公告を導入した会社が、電子公告を行う場合の流れをまとめると次のようになる。



(3) 電子公告の掲載期間と中断

新聞を利用した公告であれば、定められた期間中に原則として1回掲載すればよい。

電子公告の場合、図表3の期間の間、継続してインターネットに情報を掲載しておかなければならない。

DIR

図表3 電子公告の継続掲載期間

公告の種類	例	掲載期間
一定期間内の異議申立など	合併の債権者保護 手続公告など	その期間中
2週間以内に反対株主による 株式買取請求権行使	簡易合併の公告など	その公告の開始後、2週間を 経過する日まで
貸借対照表等の公告	同左	5年間
一定の日の2週間前又は3 週間前の公告	株式分割公告など	その一定の日までの間
株式交換に伴う株券の失効 手続公告	同左	株式交換の日の前日まで
上記 ~ 以外の公告	取締役の責任訴追 の公告など	1ヶ月間

掲載期間中に、システムトラブルによるアクセス不能や、ハッキングによる改竄があると、電子公告は中断されたものと判断される。

本来、電子公告が中断されれば、公告は無効となって、最初から公告をやりなおさなければならないものである。しかし、図表4の一定の条件を満たせば、中断が生じても公告は有効と認められる。

DIR

図表4 電子公告の中断

電子公告の中断(商166の2) :

- 不特定多数の者が公告情報にアクセスできない状態となること 又は
- 公告情報が改竄されたこと

- 中断があっても次の条件を満たせば公告は有効
 - 公告の中断について会社が善意・無重過失又は正当な事由がある
 - 公告の中断時間が公告期間の1/10以下
 - 公告の中断が発生したことを知った後、速やかにその内容等を併せて公告

(4) 電子公告の調査機関と調査手続

電子公告を行う場合、掲載期間中、必要な情報が間違いなく掲載されていたことなどを第三者機関がチェックすることが求められている（決算公告を除く）。

そうしたチェックを行う第三者機関が「調査機関」である。

DIR

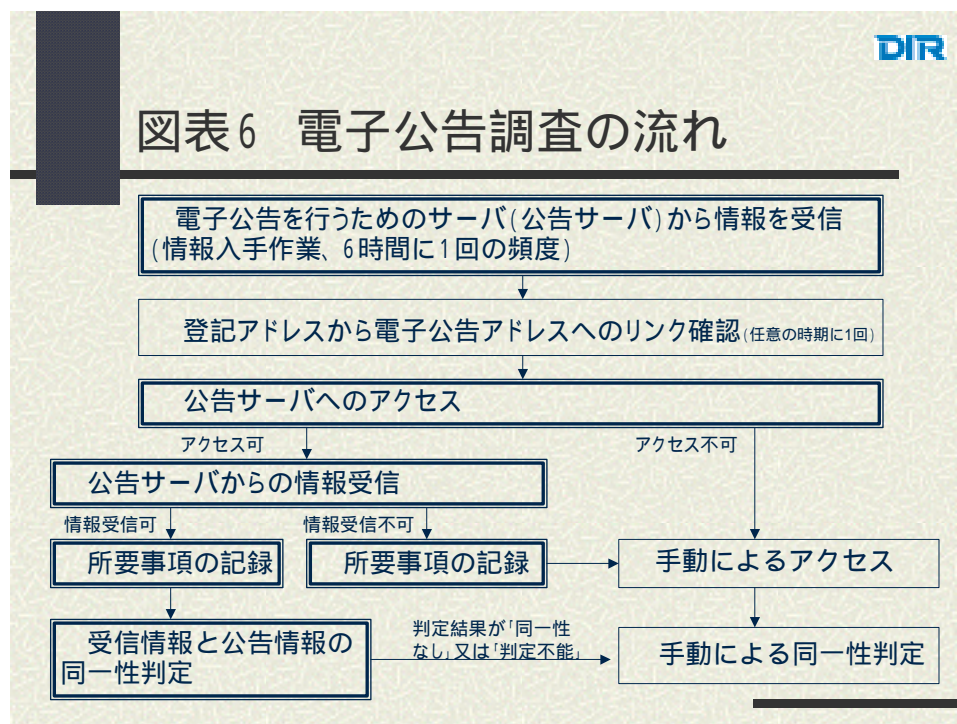
図表5 電子公告の調査機関

調査機関(商457) :

- 公告内容が間違いなく不特定多数の者によってアクセス可能な状態にあったかなどを調査する機関

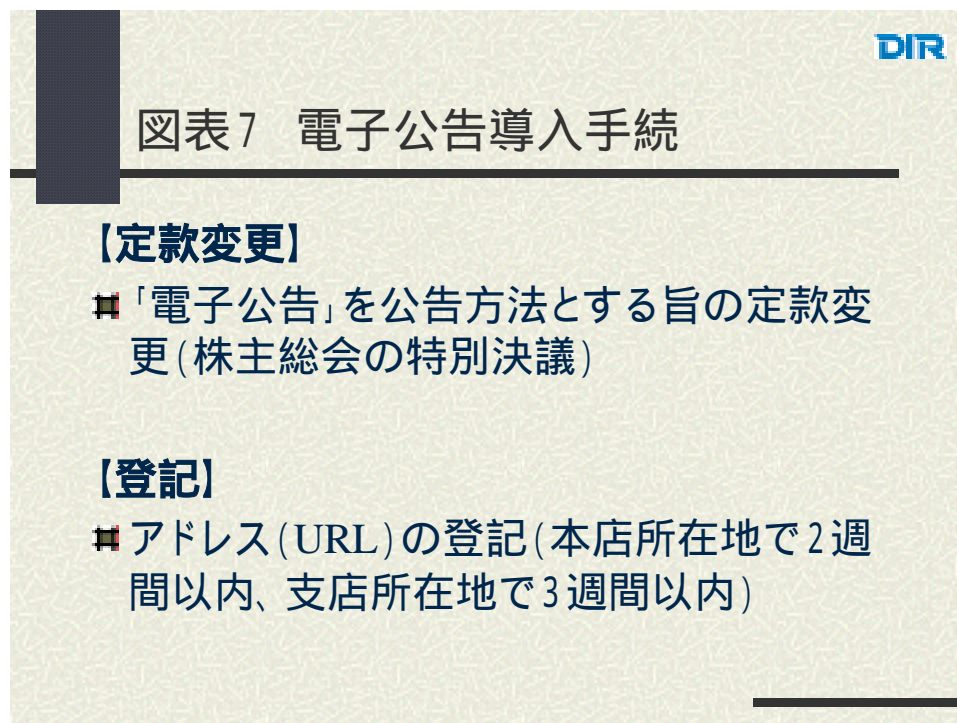
- 法務大臣への登録制
- 登録基準
 - 設備要件(自動プログラムによる処理、セキュリティ対策、情報保存機能)
 - 実施方法要件(マニュアル化)

調査機関が行う電子公告調査の流れをまとめると次のようになる。なお□の部分には自動プログラムによって実行することが想定されている。



2. 導入手続

電子公告の導入手続をまとめると次のようになる。



3 . 留意事項

(1) 「決算電子開示」と「電子公告」

決算公告を行う代わりに、ウェブサイト（ホームページ）上で貸借対照表等を公開する「決算電子開示」制度は、2002年4月1日の制度導入後、多くの会社が採用している。

「電子公告」の採用・不採用と「決算電子開示」の適用の関係をまとめると次のようになる。

DIR

図表8 「決算電子開示」と「電子公告」

【「電子公告」採用会社】

- 決算公告も電子公告による（従来の「決算電子開示」は不可）
- ただし、調査機関による調査は不要のため、実質的に大きな違いはない

【「電子公告」不採用会社】

- 従来と同様の「決算電子開示」が可能

(2) 予備的公告方法

「電子公告」を採用した会社でも、定款で、「やむを得ない事由」が生じた場合は、官報や日刊新聞紙のうち予め定めたものにより公告を行うことを定めておくことが認められる。

DIR

図表9 予備的公告方法

予備的公告方法(商166の2):

- 電子公告ができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、官報・日刊新聞紙のうち予め定款に記載したものによって公告を行う旨を定めることができる。

- 「やむを得ない事由」とは？
- 具体的な予備的公告方法は？

ただ、ここでいう「やむを得ない事由」とは、サイバーテロやハッカーの危険が相当具体化している状況を意味しているとの考え方がある¹。

(最終的には解釈によらなければならないが)こうした考え方に従えば、実際には「予備的公告方法」を定めていても、現実にはかなり使い勝手が悪くならざるを得ない。

また、電子公告をとりやめて新聞などの予備的な公告方法に切り替えるのは、かなり急な対応となる可能性が高い。そうした急な対応にも対処できる「予備的公告方法」として、現実にはどのような方法があるのか、導入する企業はよく検討する必要があるだろう。

¹ 「座談会 電子公告制度の導入と実務対応」(『商事法務』No.1720、2005年1月25日)p.24の前田雅弘(京都大学教授)、始関正光(法務省民事局民事法制管理官)発言など。